

後見制度支援預金のご案内

後見制度支援預金とは、後見制度による支援を受ける方のご預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に、日常使用しない金銭を別口座で管理することで、お客様の大切な資産を守るための預金です。

ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
本預金の特徴	<ul style="list-style-type: none">・全ての取引（入出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。・金利は、変動金利（1年もの定期預金金利適用）但し、決済用普通預金型については無利息となります。・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキングのご契約はできません。・お取引は口座開設店の窓口のみとなります。 （通帳によるATMでの利用はできません）・キャッシュカードは発行しません。・現金でのお支払いはできません。
本預金のメリット	<ul style="list-style-type: none">・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。・後見制度支援信託と違い、最低信託金額が設定されておらず、手数料もかかりません。・管理に家庭裁判所が関与する事で「公平性」「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の負担軽減につながります。
預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。

詳しくは、窓口またはお客様の営業担当にお問い合わせください。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

後見制度支援預金手続きの流れ

興産信用金庫

後見開始の申立て

申立人又は後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して興産信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・ 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- ・ 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。